

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

【中間答申 概要版】

令和元年11月26日

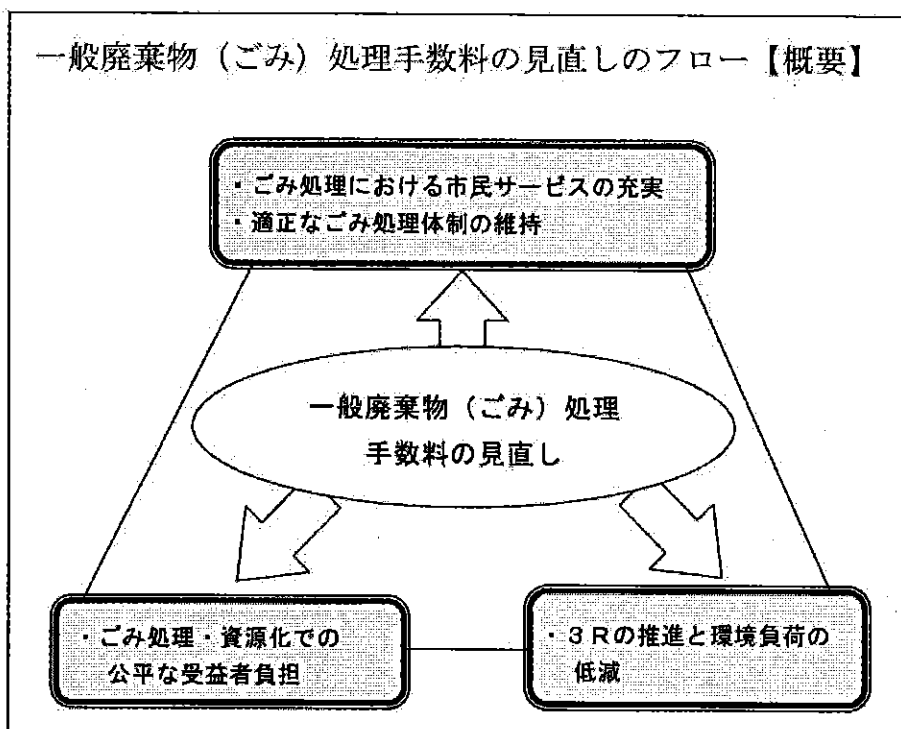
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

1. 舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について

- ・ 環境省の調査（平成 29 年度）によると、舞鶴市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は 929 g となっており、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、京都府平均・全国平均より多く、ごみ減量、発生抑制の余地は大きい。
- ・ 一方で、資源化率は平成 29 年度には 12.9% となっており、全国平均・京都府平均のいずれも下回っている。本市のごみの特性を見ると、可燃ごみには紙類、プラスチック類が多く含まれ、リサイクル可能な資源が『ごみ』として処分されており、可燃ごみの一層の分別が可能と考えられる。
- ・ 中間処理後の最終処分量（埋立ごみ量）に関しては、市民 1 人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、京都府平均のいずれよりも多く、ごみ処理の効率化を図るとともに、不燃ごみとして排出する際の分別をさらに進めることが求められる。

2. 審議事項の概要

- ・ 市では、「ごみ処理における市民サービスの充実、適正なごみ処理体制の維持」「ごみ処理・資源化での公平な受益者負担」「3Rの推進と環境負荷の低減」に対応するため、制度的・財政的基盤である『一般廃棄物（ごみ）処理手数料』の見直しにより、市民のライフスタイルの転換を促し、持続可能な地域づくりを進め、また、公平な受益者負担の実現を目指そうとしている。
- ・ 本審議会では、市が示した次のフロー【概要】を元に審議を行った。



3. 中間答申

- ・ 国の計画では、2025 年度を目標年次として、1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を 440 g に、家庭系食品ロス量を半分に、また、埋立ごみ量を 70%削減するとしている。これらの目標値は本市の現状に比べてはるかに高い目標となっているが、国際社会の一員として、また、国民として、舞鶴市民もその大きな目標を意識し、現状を見つめ直さなければならない。

	家庭系ごみ排出量 (1 人 1 日あたり)	埋立量 (年間・t)
舞鶴市の状況	2018 年 650g	2000 年 9540t 2018 年 4341t

- ・ 持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制である。ごみ処理施設の維持・整備には多額の費用を要し、数十年単位で更新しなければならない施設であるため、市民一人ひとりがごみを減量し、将来の施設規模を小さくすることは環境面と財政面の両面から必要となる。
- ・ 市民が等しくごみ分別に取り組み、ごみを出しやすい仕組みを構築することは、市民サービスの充実の観点からも、またリサイクルを促進する上でも重要な課題である。そのため資源ごみの収集回数の拡充や高齢者等への戸別収集は早急を実施する必要がある。しかしながらこれらの実施にはさらに費用を要することとなる。
- ・ 市が行うごみ処理は、良好な生活環境という「価値」を維持するための事業である。それには多額の費用を必要としているが、特に不燃ごみについては料金が徴収されていない。ごみを出す人がごみ処理の対価として支払うように制度を改革することは、公平な費用負担の実現、不燃ごみの処理体制の維持、利便性向上の財源確保のために必要となっている。
- ・ 人口減少により、市民 1 人あたりのごみ処理費用は増加しており、また、施設維持に要する各種資機材や人件費は年々高騰、消費税増税等の負担も発生している。現在の可燃ごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではない。
- ・ 本市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は他市と比較して多い。本市では埋立ごみなどの不燃ごみの処理料金はすべて無料としている。ごみの有料化は全国 58%の自治体で実施しており、そのうち 32%の自治体では資源ごみも有料としている。本市に隣接する自治体においても、何らかの形で不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制に移行している。そうした自治体の多くでは本市以上のごみ減量を達成している。
- ・ 本市がこれまで不燃ごみの無料施策を維持してきた負の側面として、ごみを安価に処理するために他自治体から持ち込まれる「越境ごみ」の問題や、生活ごみを装い産業廃棄物を搬入する問題など、本市の施設への不適正な搬入による施設や埋立地への影響が懸念される。また、施設では、直接搬入の増

加により、周辺環境への影響、施設内の安全管理、財政面での負担も課題となっている。

- ・今の世代が、最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることが無いように、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと3Rを推進しなければならない。そして、持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければならない。
- ・本審議会では、以上の考えのもと、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について、次のとおり中間答申する。

埋立ごみ、プラスチック容器包装類、ペットボトルの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であり、本市においても導入すべきである。

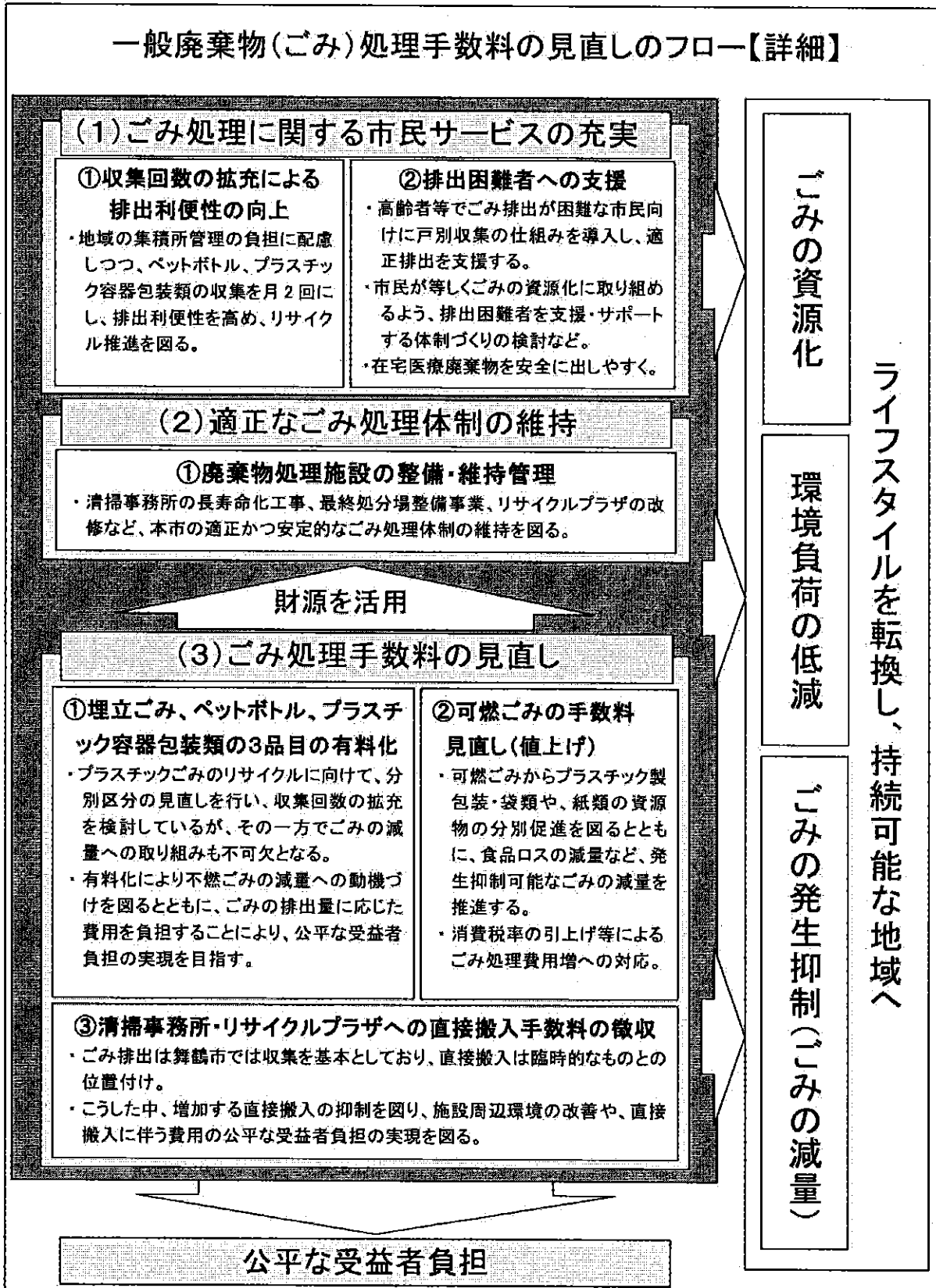
あわせて不燃ごみの収集回数の拡充や戸別収集等の排出困難者への支援は、第4期審議会でも答申しているとおおり、市民の利便性向上と資源化の推進にもつながるため、手数料見直しのタイミングと合わせて実施するよう要請する。

一方で、この度の手数料の見直しにより、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

- 新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。
- 本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその用途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。特に以下の点をしっかりと伝えること。
 - ・不燃ごみの分別区分の見直しにより分別は進むことになったが、本市の1人1日あたりごみ排出量は全国的にも多く、今の環境をよりよい形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、有料化による現世代の協力が不可欠であること。
 - ・人口減少に伴う市民1人あたりのごみ処理費用増加、施設更新の必要性、施設維持に要する各種資機材や人件費の高騰、消費税増税等により費用が増加しており、現在のごみ処理手数料は、こうした負担増やこれからのごみ処理体制・施設を維持するために十分な水準ではないこと。
 - ・施設への直接搬入増加が施設周辺の環境悪化や施設の運営費用増加につながっており、さらに進むと施設運営や施設周辺での生活や事業活動に支障が生じることになりかねないこと。

4. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について

ごみ処理手数料の見直しと新たな施策に係る市の取り組み案は次のとおり。



◆舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（第5期）

※任期：平成30年10月5日～令和2年10月4日

	氏名	所属名等
副会長	青山 公三	京都府立大学名誉教授、京都地域未来創造センター統括マネージャー
	内海 志伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	尾上 亮介	まいづる環境市民会議 顧問
	木谷 絵美	大浦・朝来・志楽地域包括支援センター
副会長	品田 正明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問
	田中 小満	市民
	谷口 英子	NPO法人 まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	西山 隆成	舞鶴商工会議所 専務理事
	藤原 貴子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	丸山 拓哉	公益社団法人 舞鶴青年会議所 理事長
	森 志乃ぶ	市民
会長	山川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

（敬称略、五十音順）

◆審議経過（中間答申審議まで）

第1回	1月22日	【説明】ごみ減量・リサイクルをめぐる動向について
第2回	3月25日	【諮問】①舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し ②一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し 【協議】不燃ごみの有料化について
第3回	5月27日	【協議】①可燃ごみ処理手数料の見直しについて ②直接搬入手数料の見直しについて
第4回	8月19日	【協議】一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し
第5回	10月29日	【協議】中間答申素案について
第6回	11月26日	【協議】中間答申案について